

**別表第四（第三十九条関係）**

業務	項目
(一)～(二十三) (略)	
(二十四) ニツケル化合物（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、尿中のニツケルの量の測定、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰の細胞診、皮膚貼布試験、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査、腎尿細管機能検査又は鼻腔の耳鼻科学的検査
(二十五)～(二十七) (略)	
(二十八) 硒素又はその化合物（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、尿中の砒素化物（砒酸、亜砒酸及びメチルアルソニ酸に限る。）の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
(二十九)～(三十七) (略)	

**別表第五（第三十九条関係）**

一～八 (略)

九 ニツケル化合物を含有する製剤その他の物。ただし、ニツケル化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十・十一 (略)

十二 硒素及びその化合物を含有する製剤その他の物。ただし、砒素又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十三～十五 (略)

**○ 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）（抄）**

（作業環境測定の実施）

第三条 事業者は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第一項の規定により、法第二条第三号に規定する指定作業場（以下「指定作業場」という。）について同条第二号に規定する作業環境測定（以下「作業環境測定」という。）を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析（解析を含む。以下同じ。）は、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けている法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士（以下「第一種作業環境測定士」という。）に実施させること。

二 (略)

2 事業者は、法第三条第一項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところにより、当該作業環境測定を委託しなければならない。

一 簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析は、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けている法第二条第七号に規定する作業環境測定機関（以下「作業環境測定機関」という。）又は当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について指定を受けている法第三条第二項ただし書の厚生労働大臣が指定する機関（以下「指定測定機関」という。）に委託すること。

二 (略)

（作業環境測定の実施）

第六十一条 作業環境測定機関は、第三条第二項の規定により事業者の委託を受けて作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析は、当該事業者の指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けている第一種作業環境測定士に実施させること。

二 (略)

**別表 作業場の種類（第三条～第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係）**

一～三 (略)

四 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号6に係るものの若しくは同表第二号10、11、13、21、22、23の2、27の2若しくは33に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第十号、第十一号、第十三号、第二十一号、第二十二号、第二十三号の二、第二十七号の二若しくは第三十三号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又は労働安全衛生法施行令別表第四第一号から第八号まで、第十号若しくは第十六号に掲げる鉛業務（遠隔操作によって行う隔壁室におけるもの）を除く。）を行なう屋内作業場

五 (略)

**○ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能**

（昭和五十年労働省告示第七十五号）（抄）

特定化学物質障害予防規則第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。

一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百八十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3若しくは6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3若しくは6に係るもの又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第二十号から第二十五号まで、第二十七号から第二十八号まで、第三十号から第三十一号の2まで若しくは第三十三号から第三十六号までに掲げる物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあっては、そのフードの外側における令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物の濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとすること。

物の種類	値
(略)	
ニツケル化合物（ニツケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）	ニツケルとして0.1ミリグラム
(略)	
砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）	砒素として0.003ミリグラム
(略)	
備考 この表の値は、温度二十五度、一気圧の空気一立方メートル当たりに占める当該物の重量又は容積を示す。	
二 (略)	

**○ 特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件**

（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）（抄）

特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。

一 特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあっては、次に定めるところによること。

イ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。）第一号に規定する局所排気装置にあっては、そのフードの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百八十八号）別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないように稼働せること。

ロ (略)

二 (略)

**○ 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）（抄）**

（特定化学物質の濃度の測定）

第十条 令第二十一條第一第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場を除く。）における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれ同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2～5 (略)

**別表第一（第十条関係）**

物の種類	試料採取方法	分析方法
(略)		
ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）	ろ過捕集方法	原子吸光分析方法
(略)		
砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
(略)		

**○ 作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）（抄）**

（測定結果の評価）

第二条 労働安全衛生法第六十五条の二第一項の作業環境測定の結果の評価は、単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場を除く。）における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれ同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

一 A測定（作業環境測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の二第二項、第十一條第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）のみを行った場合

管理区分	評価値と測定対象物に係る別表に掲げる管理濃度との比較の結果
第一管理区分	第一評価値が管理濃度に満たない場合
第二管理区分	第一評価値が管理濃度以上であり、かつ、第二評価値が管理濃度以下である場合
第三管理区分	第二評価値が管理濃度を超える場合

二 A測定及びB測定（作業環境測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の二第二項、第十一條第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）を行なった場合

管理区分	評価値又はB測定の測定値と測定対象物に係る別表に掲げる管理濃度との比較の結果
第一管理区分	第一評価値及びB測定の測定値（2以上の測定点においてB測定を実施した場合には、そのうちの最大値。以下同じ。）が管理濃度に満たない場合
第二管理区分	第二評価値が管理濃度以下であり、かつ、B測定の測定値が管理濃度の1.5倍以下である場合（第一管理区分に該当する場合を除く。）
第三管理区分	第二評価値が管理濃度を超える場合又はB測定の測定値が管理濃度の1.5倍を超える場合

2～4 (略)

（評価値の計算）

第三条 前条第一項の第一評価値及び第二評価値は、次の式により計算するものとする。

$$\log E1 = \log M1 + 1.645 \sqrt{(\log^2 \sigma + 0.084)}$$

$$\log E2 = \log M1 + 1.151 (\log^2 \sigma + 0.084)$$

（これらの式において、E1、M1、σ1及びE2は、それぞれ次の値を表すものとする。

E1 第一評価値

M1 A測定の測定値の幾何平均値

σ1 A測定の測定値の幾何標準偏差

E2 第二評価値

物の種類	管理濃度
一～二十一 (略)	
二十一の二 ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）	ニッケルとして0.1ミリグラム
二十二～二十四 (略)	
二十四の二 砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）	砒素として0.003ミリグラム
二十五～八十一 (略)	
備考 この表の下欄の値は、温度二十五度、一気圧の空気中における濃度を示す。	

このパンフレットに関するお問い合わせは、都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。また、<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki/jun/anzeneisei20/index.html> では、改正内容等の詳細について順次掲載していく予定です。